



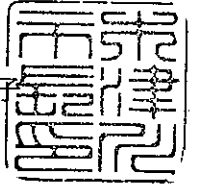
3 木 学 研 第 1 4 号

平 成 2 3 年 2 月 8 日

木津川市学研木津北・東地区土地利用計画検討委員会

会 長 村 橋 正 武 様

木津川市長 河井 規子



木津川市学研木津北・東地区土地利用計画の策定について（諮問）

木津川市学研木津北・東地区土地利用計画検討委員会条例（平成22年条例第27号）第2条の規定に基づき、次の事項について貴委員会に諮問します。

## 記

### 1 諮問事項

関西文化学術研究都市の文化学術研究地区のうち、木津地区の北部及び東部の土地利用並びにその実現方策に関する計画を概ね1年以内を目途に策定することについて

### 2 諮問理由

当地区は、現在の独立行政法人都市再生機構による事業を前提として、昭和59年に市街化区域へ編入されておりますが、平成15年に同機構による事業が中止され、具体的な土地利用がなされていない状況です。

当地区における同機構の事業完了が平成25年度末に迫る中、本市を含む学研都市全体の発展のためには、当地区を関西文化学術研究都市サード・ステージ・プランに示された「持続可能社会のための科学」を実践するためのフィールドとして活用し、学研都市の理念である「文化学術研究の拠点として、地球規模の課題に関する科学などに先導的に取り組み、国際社会へ貢献していく」ことができる地域とすることが喫緊の課題であります。

また、近年、里地里山の保全・活用や生物多様性の確保に向けた取組みが世界的な潮流になるとともに、本市の重要政策であるクリーンセンターの建設について、昨年2月に清掃センター建設審議会からの答申を受け、建設予定地を木津北地区内に決定するなど、当地区における新たな土地利用のニーズが顕在化してきております。

つきましては、以上の事情をご賢察の上、当地区の土地利用を具体化するとともに、土地利用の実現方策につきまして、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。